

枚方市指定障害児通所支援等事業者等における処分基準等

1. 行政処分等の実施の目的

児童福祉制度は、児童が社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されることを目的として設けられている。

そして、サービスを提供する事業者については、人員、設備及び運営基準に従い、利用者的人格を尊重し、法令を遵守し、適切なサービスを提供することが義務付けられている。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）に基づく指定障害児通所支援等事業者等に対する行政処分は、指定障害児通所支援等事業者等がこれらの義務を果たさず、制度の趣旨・目的に反する行為を行っている場合に、その不正行為を抑止し、利用者の尊厳及び適切なサービスを受けられる状態を回復し、再発防止を図ることに資する厳正な措置を行うものである。

また、行政処分等は、不正行為の事実認定、処分事由への該当性判断、処分等の程度決定、最終的な処分等の通知まで、法令等に基づき、社会通念にも照らし合わせつつ、合理的な根拠を持って行うことにより、市民の安全安心及び制度の信頼を確保することを目的とする。

2. 処分程度の検討

(1) 行政処分等を行う場合

指定障害児通所支援等事業者等が行った不正行為が、以下の事由に該当する場合に行政処分等を行う。

- ・法第 21 条の 5 の 24
- ・法第 24 条の 36

(2) 処分等の決定について

行政処分等の決定については、以下のとおりとする。

- ① 過去の全国の行政処分等の事案から人格尊重義務違反、不正請求、不正手段による指定、人員基準違反及び運営基準違反について、処分等の程度決定を定める。
- ② 処分程度は A 級～D 級の態様に分類し、下表「基本となる処分態様」「処分の態様と内容」「処分期間の換算表」「人員基準違反」「運営基準違反」「人格尊重義務違反」「不正請求」「不正の手段による指定」に基づき処分等の程度の決定を行う。
- ③ 「基本となる処分態様」で定めた処分等の程度決定ごとに個別事情による加重・軽減を行う。処分事由ごとに項目（様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性、過去 5 年の行政処分等）を設け、処分事由ごとに加重・軽減を行う。
- ④ 処分決定において、一つの不正等行為が複数の処分事由に該当する場合には、最も

重い処分事由とする。

- ⑤ 二以上の不正等行為の処分等を行うときは、それぞれの処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分に原則、処分の期間を加重し、場合によっては処分の態様の変更も可能とする。
- ⑥ 同一の処分事由に該当する複数の行為について、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等から、全体として一つの行為と認め得る場合には单一の行為とすることも可能とする。
- ⑦ ①から⑥に基づき定めた処分程度に関し、下表「処分程度の調整」に基づき利用者保護や運営体制に対する評価を行う。
- ⑧ その他、処分程度については、地域におけるサービス提供・基盤整備の状況、配慮すべき事項等を総合的に考慮したうえで決定する。

(3) 指定の効力停止期間について

指定の全部効力停止又は一部効力停止となる場合の基本となる期間については3月とし、個別事情による加重・軽減の月数を加え、換算程度（号）を決定する。

(4) 一部効力停止処分の処分内容について

処分等の程度の指定の一部効力停止の処分内容にあっては、以下のとおりとする。

- ① 原則としては新規利用者の受入停止とする。
- ② 処分原因により業務の部分的停止とする。
- ③ 指定の取消、全効力停止が相当であるが、利用者への保護の観点から一部効力停止処分へ変更する場合には報酬支払額を減額する。（下表【処分程度の調整】参照）
- ④ 報酬支払額の制限（減額）の程度については、当該処分の態様の変更の趣旨が、利用者のサービス継続性の確保（利用者保護）であることから、事業の継続運営も考慮し、原則として、その程度については、定員超過・人員欠如に関して規定されている7割への制限（減算部分は3割）、その期間については、指定取消処分相当からの変更の場合は6月、全部効力停止相当からの変更の場合は3月を標準とする。

(5) その他留意事項

- ① 不正の手段による指定を処分事由として指定取消を行う場合は、原則して指定時に遡り指定の効力を取り消すため、指定後に受領した介護報酬等は全額返還対象とする。
- ② 不正の手段による指定を処分事由として指定の全部又は一部効力停止を行う場合は、指定の効力は処分日（効力発生日）から停止とする。

【基本となる処分態様】

処分事由	態様	処分内容	根拠条文
人員基準違反	A 級	勧告	法第 21 条の 5 の 23 第 1 項 第 2 号等
運営基準違反	A 級	勧告	法第 21 条の 5 の 23 第 1 項 第 3 号等
人格尊重義務違反	C 級	指定の全部効力停止	法第 21 条の 5 の 24 第 1 項 第 3 号等
不正請求	C 級	指定の全部効力停止	法第 21 条の 5 の 24 第 1 項 第 6 号
不正の手段による指定	C 級	指定の全部効力停止	法第 21 条の 5 の 24 第 1 項 第 9 号等

【処分の態様と内容】

態様	内容
A 級	勧告（人員基準違反、運営基準違反時のみ）、勧告以外の行政指導
B 級－1 号	指定の一部効力停止 1 月（新規利用者受入停止等）
B 級－2 号	指定の一部効力停止 3 月（新規利用者受入停止等）
B 級－3 号	指定の一部効力停止 6 月（新規利用者受入停止等）
B 級－4 号	指定の一部効力停止 1 年（新規利用者受入停止等）
C 級－1 号	指定の全部効力停止 1 月
C 級－2 号	指定の全部効力停止 3 月
C 級－3 号	指定の全部効力停止 6 月
C 級－4 号	指定の全部効力停止 1 年
D 級	指定取消

【処分期間の換算表】

加重・軽減後の月数	換算程度（号）	内容
1～2 月	1 号	指定の全部又は一部効力停止 1 月
3～5 月	2 号	指定の全部又は一部効力停止 3 月
6～8 月	3 号	指定の全部又は一部効力停止 6 月
9 月～	4 号	指定の全部又は一部効力停止 1 年

【人員基準違反】

項目	内容	程度

①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの ●利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの 	+ 2 級（態様） + 1 級（態様）
②故意性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意又は重大な過失に基づく行為 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合 	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
③常習性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●違反状況の継続が 1 年以上の場合 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●違反状況の継続が 3 月以下の場合 	+ 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
④組織性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●役員等が実行又は関与（指示）していたもの ●役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●役員等が実行又は関与（指示）していないもの 	+ 1 月（期間） + 1 月（期間） ▲ 1 月（期間）
⑤悪質性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当該不正行為につき、行政から職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等の指導を受けているにも関わらず正当な理由なく指導に従っていないもの ●監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの 	+ 2 級（態様） + 1 級（態様） ▲ 1 級（態様）
⑥過去 5 年の行政処分等	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ●同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ●別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき 	+ 3 級（態様） + 1 級（態様） + 1 級（態様）

	●不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき	+ 1級（態様）
--	---	----------

【運営基準違反】

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの ●本基準違反が次に掲げる場合その他の事業者が自己の利益を図るためのものであるとき <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援等の提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき ・指定障害児通所支援事業者等間若しくは指定障害児通所支援事業者等と指定障害福祉サービス事業者等間での金品その他の財産上の利益の供与又は収受に関するものであるとき ●利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの 	+ 2級（態様） + 2級（態様） + 1級（態様）
②故意性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意又は重大な過失に基づく行為 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合 	+ 1月（期間） ▲ 1月（期間）
③常習性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●違反状況の継続が1年以上の場合 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●違反状況の継続が3月以下の場合 	+ 1月（期間） ▲ 1月（期間）
④組織性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●役員等が実行又は関与（指示）していたもの ●役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行ったもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●役員等が実行又は関与（指示）していないもの 	+ 1月（期間） + 1月（期間） ▲ 1月（期間）
⑤悪質性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基準違反が定員超過利用の場合であって、行政から定員の超過利用の解消の指導を受けているに 	+ 2級（態様）

	<p>も関わらず正当な理由がなく定員超過が2月以上継続しているとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの 	+ 1級（態様） ▲ 1級（態様）
⑥過去5年の行政処分等	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ●同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ●別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき ●不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき 	+ 3級（態様） + 1級（態様） + 1級（態様） + 1級（態様）

【人格尊重義務違反】

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼさないもの並びに利用者の財産を著しく侵害しないもの 	+ 1級（態様） ▲ 1級（態様）
②故意性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意又は重大な過失に基づく行為 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合 	+ 1月（期間） ▲ 1月（期間）
③常習性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不正行為の継続が3月超の場合 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不正行為の継続が3月以下の場合 	+ 1月（期間） ▲ 1月（期間）
④組織性	【加重の視点】	

	<ul style="list-style-type: none"> ●役員等が実行又は関与（指示）していたもの ●役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行つたもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●役員等が実行又は関与していないもの 	+ 1級（態様） + 2月（期間） ▲ 1級（態様）
⑤悪質性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの 	+ 1級（態様） ▲ 1級（態様）
⑥過去 5 年の行政処分等	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ●不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき ●同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ●別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき 	+ 1級（態様） + 1級（態様） + 4月（期間） + 2月（期間）

【不正請求】

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不正請求額が事業所の年間収入（給付額）の概ね 10%以上の場合 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不正請求額が事業所の年間収入の概ね 1 %未満の場合（ただし、不正請求の内容が明確な架空請求等、著しく悪質な場合は軽減の対象としないことができる。） 	+ 1級（態様） ▲ 1級（態様）
②故意性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意又は重大な過失に基づく行為 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合 	+ 1月（期間） ▲ 1月（期間）

③常習性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不正行為の継続が1年以上の場合 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不正行為の継続が3月以下の場合 	+ 1月（期間） ▲ 1月（期間）
④組織性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●役員等が実行又は関与（指示）していたもの ●役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行つたもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●役員等が実行又は関与していないもの 	+ 1月（期間） + 1月（期間） ▲ 1月（期間）
⑤悪質性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの 	+ 1級（態様） ▲ 1級（態様）
⑥過去5年の行政処分等	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分の受けているとき ●不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき ●同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ●別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき 	+ 1級（態様） + 1級（態様） + 4月（期間） + 2月（期間）

【不正の手段による指定】

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●明らかに勤務することが不可能な者の名義を使用して指定申請を行うなど申請に重大明白な瑕疵があり、事業開始後も人員基準違反等の状態が継続していたもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●指定申請時の勤務予定者が勤務できなくなった 	+ 1級（態様） ▲ 1級（態様）

	が申請の変更を行わず、そのまま指定を受けた場合で、事業開始時には人員基準違反等の状態が解消されていたもの	
②故意性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意又は重大な過失に基づく行為 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合 	+ 1月（期間） ▲ 1月（期間）
③常習性	—	
④組織性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●役員等が実行又は関与（指示）していたもの ●役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行つたもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●役員等が実行又は関与していないもの 	+ 1月（期間） + 1月（期間） ▲ 1月（期間）
⑤悪質性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの ●不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が3月超の場合 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの ●不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が3月以下の場合 	+ 1級（態様） + 1月（期間） ▲ 1級（態様） ▲ 1月（期間）
⑥過去5年の行政処分等	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ●不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき ●同一の不正行為について、行政指導（勧告含む）を受けているとき ●別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき 	+ 1級（態様） + 1級（態様） + 4月（期間） + 2月（期間）

【処分程度の調整】

前述までのとおり、事由により定めた基本的な処分程度に加重、軽減を行った後、さらに利用者保護や運営体制に対する評価を行う。この評価は全処分事由に共通なものとする

項目	内容	変更程度
利用者保護	●指定取消又は指定の全部効力停止相当であるが、代替サービスの確保の見込みが立たず、利用者へのサービス継続の必要性の観点から当該事業所の運営継続がやむを得ないと判断される場合であって、不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがあるとき	指定取消又は指定の全部効力停止を一部効力停止へ変更
運営体制等	<ul style="list-style-type: none"> ●勧告相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が欠如、職員の児童福祉に関する知識・技術が欠如又は組織体としての運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状態にないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき ●勧告又は指定の一部効力停止相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が甚だしく欠如、職員の児童福祉に関する知識・技術が著しく欠如又は組織体としての運営体制の著しい不備等により、現行の状態での事業継続が利用者への不利益へつながるおそれがあることから事業を継続させることが適当でないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき。 ●上記の場合又は指定の全部効力停止相当であって、役員等に改善の意思が見られず改善される見込みがないとき 	勧告を一部効力停止へ変更 勧告又は一部効力停止を全部効力停止に変更 勧告並びに指定の一部又は全部効力の停止を指定取消へ変更する例

3. 用語の定義

この基準中の用語の定義は、次のとおりとする。

指定障害児通所支援等事業者等	指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者をいう。
----------------	-------------------------------

指定障害福祉サービス事業者等	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者をいう。
利用者	指定障害児通所支援等を利用する障害児をいう。
役員等	当該法人の役員又はサービス事業所を管理する者をいう。
故意	自分の行っている行為が何らかの結果をもたらすことを認識していたにもかかわらず、あえてその行為を行ったことを指す。
重大な過失	過失とは不注意により失敗することをいい、重大な過失とは特に、自分の行っている行為がわずかな注意をすればどんな結果を引き起こすかについて認識したにもかかわらず、不注意のためそれを認識しないことを指す。
軽過失	行うべき注意を欠いている状態をいう。